年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）」に、「又は法」を「又は令和２年旧法」に、「、法」を「、令和２年旧法」に改め、「連結欠損金額」の次に「（令和２年旧法第２条第19号の２（定義）に規定する連結欠損金額をいう。第７号において同じ。）」を加え、同第11号中「、法」を「、令和２年旧法」に改め、同第13号中「、法」を「、令和２年旧法」に、「が法」を「が令和２年旧法」に改め、同第14号中「、法」を「、令和２年旧法」に、「の法」を「の令和２年旧法」に、「及び法」を「及び令和２年旧法」に、「が法」を「が令和２年旧法」に改め、同第15号中「、法」を「、令和２年旧法」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、同第17号中「おいて法」を「おいて令和２年旧法」に、「の令」を「の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（第９号において「令和２年旧令」という。）」に改め、同第18号中「、法」を「、令和２年旧法」に改め、同第19号中「の令」を「の令和２年旧令」に改める。

別表七の11付表13の記載要領第１号中「、法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び次号において「令和２年旧法」という。）」に、「が法」を「が令和２年旧法」に改め、同第11号中「、法」を「、令和２年旧法」に改め、同第13号中「が令」を「が法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令」に改める。

別表七の11付表14の記載要領中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）」に、「(法」を「(令和２年旧法」に、「より法」を「より令和２年旧法」に、「又は法」を「又は令和２年旧法」に、「震災特例法」を「令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「で法」を「で令和２年旧法」に改める。

別表七の11付表15の記載要領第１号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）」に、「(法」を「(令和２年旧法」に、「震災特例法」を「令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第３号(1)及び(2)において「令和２年旧震災特例法」という。）」に、「より法」を「より令和２年旧法」に、「で法」を「で令和２年旧法」に、「若しくは法」を「若しくは令和２年旧法」に改め、同第11号中「が法」を「が令和２年旧法」に、「(法」を「(令和２年旧法」に改め、同第13号(1)中「に法」を「に令和２年旧法」に、「震災特例法」を「令和２年旧震災特例法」に、「又は法」を「又は令和２年旧法」に、「が法」を「が令和２年旧法」に改め、同号(2)中「震災特例法」を「令和２年旧震災特例法」に改め、同号(3)中「が法」を「が令和２年旧法」に、「(法」を「(令和２年旧法」に改め、同第14号中「が法」を「が令和２年旧法」に、「(法」を「(令和２年旧法」に改める。

別表七の11付表16の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第４号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第11号及び第13号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第14号中「係る法」を「係る令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）」に改め、同号(1)中「法第81条の９第２項第１号イ」を「令和２年旧法第81条の９第２項第１号イ」に改め、同号(2)中「法第81条の９第３項第２号」を「令和２年旧法第81条の９第３項第２号」に改める。

第１条のうち法人税法施行規則別表七の11付表16の次に13表を加える改正規定のうち、別表七の13の表中

通算前欠損金額 (別表四「39の①」が０を下回る場合のその下回る額)	

を

通算前欠損金額 ((別表四「39の①」＋「40の①」)が０を下回る場合のその下回る額)	

に改め、同表の記載要領第１号中「場合」の次に「（当該事業年度において生じた欠損金額のうちに法第64条の６（損益通算の対象となる欠損金額の特例）の規定によりないものとされるものがある場合を含む。）」を加え、同第11号(2)中「「通算前欠損金額(別表四「39の①」が０を下回る場合のその下回る額)(6)」」を「「通算前欠損金額((別表四「39の①」＋「40の①」)が０を下回る場合のその下回る額)(6)」」に改め、同第14号中「(損益通算の対象となる欠損金額の特例)」を削る。

第１条のうち法人税法施行規則別表八(一)の表の改正規定のうち同表の表中

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「27」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	5

を

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	5

に、